

第 20 回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 1 月 30 日 10 時 00 分開会 ～ 11 時 00 分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室

3. 出欠状況（出席委員 13 名）

1 番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2 番		姉崎 敏一	欠席	
3 番		橋本 佳文	出席	
4 番		中島 和彦	出席	
5 番		大岩 則子	出席	
6 番		小山内 洋美	欠席	
7 番		工藤 伸一	出席	
8 番		坂本 孝之	出席	
9 番		西野 和文	出席	議事録署名員
10 番		平野 貴史	出席	議事録署名員
11 番		寺澤 順一	出席	
12 番		中村 孝之	出席	
13 番		田中 浩巳	出席	
14 番		澤永 英樹	出席	
15 番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

報告第 1 号 委員会業務報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 （公財）北海道農業公社による買入協議要請について

議案第 4 号 令和 8 年度農業政策と予算に関する要望について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中	紀和
	次長	市川	忠志
	主査	松野	優一
		大高	慶寛
	関	将司	

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 20 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
改めまして、本年もよろしくお願いいたします。
昨日、道外研修を終えました。天候に恵まれ、大変、有意義な研修となりました。
本日の総会もよろしくお願いいたします。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
9 番西野委員、10 番平野委員を指名します。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 2 件、議案が 4 件となります。
日程 3、報告第 1 号は、令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 1 月 29 日までの委員会業務の報告となります。
日程 4、報告第 2 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、3 件。

日程 5、議案第 1 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、10 件。

日程 6、議案第 2 号は、農用地利用集積計画の決定について、33 件。

日程 7、議案第 3 号は、北海道農業公社による買入協議要請について、1 件。

日程 8、議案第 4 号は、令和 8 年度農業政策と予算に関する要望について 1 件であります。こちらは、石狩地方農業委員会連合会を通じて北海道選出国會議員への要望案となります。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおり取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」 ご報告いたします。
令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 1 月 29 日までの業務報告となります。
12 月 26 日 第 19 回恵庭市農業委員会総会
1 月 6 日 令和 7 年仕事始めの会
1 月 7 日 令和 7 年新年交礼会
1 月 14 日 令和 7 年石狩地区農協組合長会新年交礼会
1 月 27 日～29 日 農業委員道外研修
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。

番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 6 年 10 月 22 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 7 年 1 月 6 日に届出されております。

番号 2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と雑種地、現況、田と畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 6 年 9 月 17 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 12 月 27 日に届出されております。

番号 3、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 6 年 9 月 19 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 12 月 24 日に届出されております。

以上、3 件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

会 長： 日程 5、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
農地法第 18 条第 6 項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

番号 1 番、2 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]が借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号 3 番、4 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]が借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号 5 番、6 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑と田、面積、[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]が借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号 7 番、8 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]が借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号 9 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号 10 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]㎡、貸

主、[]の[]、借主、[]の[]、契約期間ですが、[]から[]まででありましたが、[]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[]のためであります。

以上、10 件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 6、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。
番号 5 番、6 番について審議いたしますので、[]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号 5 番、6 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[]。
場所につきましては地図番号 3 番、[]、[]の斜線の土地となります。
利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
次に、番号 13 番、14 番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 13 番、14 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 7 番、7 の 1、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。7 の 2、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。
利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番から 24 番が賃貸借、25 番から 33 番が売買となります。
番号 1 番、2 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 1 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。
番号 3 番、4 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、

借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号2番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号7番、8番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号4番、[]の斜線の土地となります。

番号9番、10番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、畑と雑種地、現況、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号5番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号11番、12番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号6番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号15番、16番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号8番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号17番、18番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通田と転作田と普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号9番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号19番、貸主、[]の[]、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号10番、[]、[]

の斜線の土地となります。

番号 20 番、貸主、[]の[]、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 11 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 21 番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 12 番、[]の斜線の土地となります。

番号 22 番、貸主、[]の[]、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 13 番、[]の斜線の土地となります。

番号 23 番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 14 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 24 番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 15 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 25 番、所有権の移転をする者、[]の[]さん、所有権の移転を受ける者、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、[]。場所につきましては地図番号 16 番、[]、[]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[]年後に[]の[]さんが取得するものでございます。

番号 26 番、所有権の移転をする者、[]の[]さん、所有権の移転を受ける者、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、所有権移転の内容、転作

田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 17 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]が取得するものでございます。

番号 27 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と雑種地、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、転作田と耕作道、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 18 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

番号 28 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、普通田と転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 19 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

番号 29 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、普通畑、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 20 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]が取得するものでございます。

番号 30 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 21 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

番号 31 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移

転の内容、転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 22 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。番号 32 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、普通畑、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 23 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 33 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、普通畑と転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 24 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

利用権の設定等を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 番号 25 番から 30 番、32 番から 33 番に対しまして、農用地利用調整会議を開催しております。

はじめに、番号 25 番について小寺代行より報告願います。

小寺代行： 11 月 21 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり [REDACTED] 円の価格を提示、総額 [REDACTED] 円で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 26 番、27 番について中村委員より報告願います。

中村委員： 番号 26 番について、11 月 29 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり [REDACTED] 円の価格を提示、総額 [REDACTED] 円で双方の同意をいただきました。

[REDACTED]
[REDACTED]

■

番号 27 番について、11 月 29 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■ 円、■ 円の価格を提示、総額 ■ 円で双方の同意をいただきました。

■

■

■

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 28 番、32 番について坂本委員より報告願います。

坂本委員： 番号 28 番について、12 月 3 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■ 円の価格を提示、総額 ■ 円で双方の同意をいただきました。

■

番号 32 番について、12 月 20 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■ 円の価格を提示、総額 ■ 円で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 29 番、30 番について平野委員より報告願います。

平野委員： 番号 29 番について、12 月 9 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■ 円の価格を提示、総額 ■ 円で双方の同意をいただきました。

番号 30 番について、12 月 10 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■ 円の価格を提示、総額

■■■■円 で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 33 番について西野委員より報告願います。

西野委員： 12 月 10 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■円 で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局からの説明と調整委員長からの報告がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 3 号 （公財）北海道農業公社による買入協議要請について

会 長： 日程 7、議案第 3 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」農業経営基盤強化促進法附則第 3 条第 1 項の規定により、所有権移転に係る斡旋の申出があった農用地について、同法附則第 3 条第 2 項に基づき要請することについて、下記のとおり決定を求めます。

番号 1、所在、地番、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m²、申出者、■■■■の■■■■さん、令和 6 年 12 月 17 日に申出されております。場所につきましては地図番号 25 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

以上、1 件の申請がありましたのでご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 4 号 令和 8 年度農業政策と予算に関する要望について

会 長： 日程 8、議案第 4 号「令和 8 年度農業政策と予算に関する要望について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「令和 8 年度農業政策と予算に関する要望について」このことについて、石狩地方農業委員会連合会を通じ、北海道選出国會議員へ要望してよろしいか決定を求めます。

今回の要望につきましては締め切り期限が短いこともあり、事務局において作成したものを提案させていただきます。

1 件目、人口減少下における担い手の育成・確保。

要望の内容、適正価格の構築として、農業者が将来にわたり安定した経営環境を確保できるよう農産物の適正価格の構築を実現すること。

農業機械導入等に対する支援の拡充として、経営規模拡大等に伴う施設整備や機械導入に対する支援を拡充し、安定した農業経営の継続に資する施策を実現すること。

要望の理由等、長期にわたる農業人口の減少のなか、生産現場では為替や世界情勢の影響による肥料・飼料・燃料など生産資材の高騰等を含む生産コストについて適正に反映した価格形成が困難な状況となっており、農業経営の維持・存続が困難となっている経営体が少なくない。また、転作田での畑作物や高収益作物の本作化においては基盤整備、施設整備、機械導入など新たな投資を要するとともに、農地利用集積に伴う経営規模の拡大により更なる高規格・高性能な農業機械の導入が必要となっている。こうした状況を踏まえ、合理的で再生産可能な農産物の価格の構築を実現するための施策、地域の実情に即した事業採択基準の見直しなど畑作物に対する交付金及び農業機械等導入支援の拡充を通して、農業者が将来にわたり安定した経営環境を確保し、農業への参入増加及び営農意欲の向上を図るよう要望するものである。

2 件目、その他。

要望の内容、鳥獣被害対策の充実。

要望の理由等、個体数増加により生息域が拡大しているエゾシカや外来種のアライグマによる畑作物、飼料用作物への被害の増大は、金銭的な影響のみならず営農意欲の減退、地域生産性の低下、優良農地の減少などを招き深刻な問題となっている。

こうした有害鳥獣被害の増大・深刻化に対して、電気牧柵による侵入防止、罟、銃器による駆除、自治体・地域の枠を超えた広域的な被害対策の実施支援など、鳥獣被害防止総合対策事業の充実化と十分な予算の確保を要望するものである。

要望事項については、5月27日東京で開催予定の北海道選出国會議員要請集会にて要請を行う予定となっております。

以上、要望事項として提案致しますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第20回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 9 番 委 員 _____

議事録署名委員 10 番 委 員 _____